専門学校サンテクノカレッジ定期試験規程

(趣 旨)

第1条 科目履修の認定及び成績の評価は、専門学校サンテクノカレッジ学則第12条に規定するもののほか、この規定に定めるところによる。

(定期試験)

- 第2条 定期試験は、当該履修科目の学期末に行うことを原則とする。ただし、通年の授業科目については、前期の試験を行わないことができる。
- 2 定期試験の日程は、試験の第1日目より一週間前までに発表するものとする。

(受験欠格者)

- 第3条 定期試験において、次の各号の一に該当するものは受験することができない。
 - (1) 所定の授業時間数の3分の1以上欠席した者
 - (2) 随時に行う試験、レポート提出、その他単位の認定に必要な事項について担当する教官の指示 に応じない者

(試験の方法)

第4条 定期試験は、筆記試験、口述試験及び実験実技とする。ただし、特別な理由があるときは、製作品、レポートの提出をもってこれに代えることができる。

(評 価)

第5条 評価は、5段階で行い、その表示はS、A、B、C、Dをもって記載するものとする。ただし、 教授目標に達したものをC、到達度のやや高いものをB、到達度の高いものをA、到達度の極めて高いものをSとし、Dを不合格とする。

(追 試 験)

- 第6条 病気やその他やむを得ない事由のために定期試験を受験することができなかった者について は、追試験を行うものとする。
- 2 追試験は、学務部の計画により行う。
- 3 追試験を受験しようとする者は、定期試験を受けることができなかった事由を記載し、かつ、その事由を証する書面(医師等の診断書等)を添えて学務部に試験を申し出なければならない。
- 4 追試験においては、その事由を勘案して評価する。

(再試験)

- 第7条 正規の試験で不合格となった科目については、当該履修科目担当教員の許可を得た場合に限り、1回を限度として、再試験を受けることができる。
- 2 再試験を受けようとする者は、学務部に申し出なければならない。
- 3 再試験においては、最高Cをもって評価する。
- 4 再試験は当該年度に行うことを原則とする。

(進級等の要件)

- 第8条 専門課程の各学年において、カリキュラム表に定められた単位数以上を取得した者は、次学年への進級を認める。
- 2 受講したが単位の取得ができなかった者については、当該教科の担当教員は、次学年度以降において再受講を免除し、試験のみで単位を認定することができる。

(不正行為の処置)

第9条 試験に際し、不正行為を行った者に対しては、その試験科目の成績を零点とする。

付 則

1 この規程は、1991年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

付 則

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。